

松戸市が主体となり地域生活支援拠点等を整備します。

《松戸市(障害福祉課)》



地域生活支援拠点等整備とは…

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として、

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

を地域の実情に応じて整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築することです。

連携・協力

(R4.12月末現在)	障害者	障害児	計
事前登録者数	57	42	99
緊急一時利用者数	4	0	4
体験利用者数	232	12	244

※R5.1月に1名緊急一時利用者有

《緊急一時保護運営事業者》

機能:②緊急時の受け入れ・対応
③体験の機会・場(短期入所)



登録事業所

2カ所(R4.12月末現在)
※R5.2月～4カ所

《相談支援事業者》

機能:①相談(緊急利用に備えた事前登録や、コーディネーターとして緊急時の受け入れ支援)
⑤地域の体制づくり



・緊急時利用に備えた事前登録(相談支援事業者等経由)
・体験利用の相談



本人・家族



《◆緊急時の受け入れ・対応を行う事業者(短期入所)》

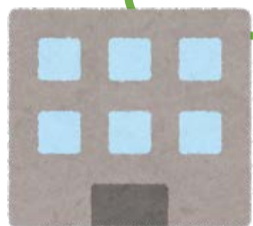
機能:②緊急時の受け入れ・対応



令和5年1月13日
第2回運営協議会
開催

《基幹相談支援センター(中央・小金・常盤平)》
(地域生活支援拠点等運営協議会事務局)

機能:①相談④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり



相談

・緊急用居室の提供(必要に応じて◆の事業者をご案内)
・体験の機会・場の提供

登録事業所(R4.12月末現在)
1カ所(就労継続支援B型)

体験利用の相談(相談支援事業者等経由)

《体験の機会や場の提供を行う事業者(日中活動系サービス事業者、グループホーム等)》

機能:③体験の機会・場の提供



体験の機会・場の提供



松戸市地域生活支援拠点運営状況について

○地域生活支援拠点登録事業所について

◆前回の運営協議会の課題への取組み

(課題)相談支援事業者向けに説明会などで周知を行うものの、登録事業者数が増えない。

⇒他市の整備方法を参考にし、市から相談支援事業者へ個別に働きかけを行ったところ、手上げいただけのこととなり、登録事業者数が2か所⇒4か所となった。

◆第2回運営協議会にて相談支援部会のヒアリングの結果を共有

- ・多忙で、対応に手が回らない、打ち合わせに時間が取れない。
- ・メリット、デメリットがわからない。
- ・5つの機能のうち、緊急一時は認知度が高いが、他の機能については、不十分。

◆今後の課題

- ・地域生活支援拠点事業の仕組みが複雑であり、事業者の理解が不十分である。

○緊急一時保護の利用について

◆前回の運営協議会の課題への取組み

(課題)事前登録者数に一定の増加はあるものの、周知が足りておらず、全体的に少ない。

⇒令和4年6月下旬から、サービス受給者証の更新案内書類を送付する際に、緊急一時保護のチラシを同封し、周知の拡大を図った。チラシ見て登録したいという方が増え、事前登録につながったケースもあり、利用者への周知は確実に進んでいる。事前登録者数 7月末51名⇒12月末99名

◆第2回運営協議会にて相談支援部会のヒアリングの結果を共有

- ・緊急一時の利用について、ハードルが高いという印象を持っている回答が多かった。
- ・医療的ケアが必要な方の緊急時の受け皿がない。そうになると、登録を断念される方もいる。

◆今後の課題

- ・まだ緊急利用の人数が少なく、実態が理解されていない。緊急一時保護の要件等の認識に差がある。
- ・医療ケアが必要な方の受入れについて、現状の整備状況では受け入れを担う事業所がない。

◆今後の方向性について

○地域生活支援拠点登録事業所について

・各種機能の充実を目指し、医療ケアが必要な方の対応ができる事業所への登録の働きかけなど、相談支援事業所に限らず、登録事業所数の増加を図るなど、地域全体での整備を進めていく。

○緊急一時保護について

- ・緊急一時保護の利用に関して、今回のヒアリングにより、相談支援事業者と認識のギャップがあることが判明したため、相談支援部会に事前登録の流れや要件等を改めてフィードバックしていく。
- ・受入れの可否については個別の対応や判断にはなるが、実績を積み重ね、実際に緊急利用が出来たケースを相談支援部会にて共有いただく。周知方法についても相談支援部会と連携し、運営協議会でも引き続き効果的な方法を検討していく。